

法務委員會
議録第二十五号

昭和二十七年三月二十六日(水曜日)
午後二時十五分開議

出席委員

委員長 佐瀬 昌三君

理事 押谷 富三君 理事 北川 定務君
理事 田嶋 好文君

角田 幸吉君 鍛冶 良作君
高橋 英吉君 高木 松吉君
松本 弘君 眞鍋 勝君
山口 好一君 加藤 充君

出席國務大臣 岡野 清豪君
出席府委員 總理府事務官 奥野 誠亮君
財政課長 龍野喜一郎君
法務政務次官 岡原 昌男君
檢察局長 村上 朝一君
檢察(法務府民事局長) 阿川 清道君
檢察(法務府民事局長) 村上 朝一君
委員外の出席者 専門員 村 敦三君
専門員 小 貞一君

三月二十六日

委員田万廣文君辭任につき、その補

欠として大矢省三君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員大矢省三君辭任につき、その補

欠として田万廣文君が議長の指名で

委員に選任された。

第一類第四号

法務委員會議録第二十五号

昭和二十七年三月二十六日

本日(の)會議に付した事件

ボツダム宣言の受諾に伴い發する命

令に關する件に基く法務府關係諸命

令の措置に關する法律案(内閣提出

第一八号)

工場抵当法及び鑑査抵当法の一部を

改正する法律案(内閣提出第三三三号)

住民登録法施行法案(鍛冶良作君外

三名提出、衆法第六号)

○佐瀬委員長 これより會議を開きま

す。

住民登録法施行法案を議題といたし

ます。提出者より提案の趣旨説明を聴

取いたします。鍛冶良作君。

住民登録法施行法案

(目的)

第一條 この法律は、住民登録法

(昭和二十六年法律第二百十八号。

以下法)という。施行の際現に市

町村の区域内に住所を有する者につ

いて法の規定によりなすべき最

初の登録に關し、必要な事項を定

め、その完全な実施を圖ることを

目的とする。

(住民票の作製)

第二條 市町村は、法施行の際現に

その区域内に住所を有する者につ

事実に基いて記載しなければなら

ない。

(届出)

第三條 法施行の際現に市町村の区

域内に住所を有する者については、

法施行の日から五日以内に、前條第

二項の規定により記載すべき事項

を届け出なければならぬ。

2 前項の届出については、法第十

九條から第二十一條までの規定を

準用する。

(調査)

第四條 市町村は、届出の勵行を圖

り、且つ、住民票の記載の正確を

期するため、法施行の際現にその

区域内に住所を有する者につ

いて、第二條第二項の規定により記

載すべき事項を各世帯に就き調査

する。

(市町村相互の通知)

第五條 住所地の市町村は、住民票

を作製したときは、遅滞なく、そ

第七條 市町村は、最初の登録の正

確な実施を圖るため、政令で定め

るところにより、調査員を置かな

ければならぬ。

2 調査員は、市町村長の指揮を受

けて、第四條の調査及び住民票の

記載その他これらに附帶する事務

を行う。

3 調査員は、市町村の事務所外で

前項の調査を行うときは、その身

分を示す証票を携帯し、關係人に

呈示しなければならぬ。

(罰則)

第八條 正当な理由がなくて期間内

にすべき届出をしない者は、五百

円以下の過料に処する。

2 過料の裁罰は、簡易裁判所がす

る。

(政令への委任)

第九條 この法律に定めるものの

外、この法律によつて行ふべき登

録事務の処理に關し必要な事項

4 前項に規定するものの外、寄留

法の廃止に伴ふ必要な経過規定

は、政令で定める。

5 法務府設置法(昭和二十二年法

律第九十三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第一條第三項中「戸籍」の下に

「住民登録」を加える。

第八條第三項第三号を同項第四

号とし、以下一号ずつ繰り下げ、

同項第二号の次に次の一号を加え

る。

三 住民登録に關する事項

第十三條の二第二項中「第一号

乃至第七号」を「第一号乃至第八

号」に改める。

6 戸籍法(昭和二十二年法律第二

百二十四号)の一部を次のように

改正する。

第二十五條第二項中「その寄留

地又は」を削る。

第二十九條第三号及び第四号中

「所在」を「住所」に改める。

第三十條第二項中「及び出生の

年月日」を、出生の年月日及び住

所に改める。

第三十三條中「所在」を「住所」に

改める。

7 民事訴訟法(明治二十三年法律

第二十九号)の一部を次のように

改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

第二十一條中「第一條乃至前條」

を「第一條乃至第五條又ハ第七條

乃至前條」に改める。

第二十七條中「第五條乃至第二十一條」を「第五條、第七條乃至第二十一條」に改める。

8 沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭和二十三年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「寄留事務」を「住民登録事務」に「管掌すべきものは」を「管掌し、又は管理すべきものは」に、「管掌する」を「管掌し、又は管理する」に、同條第三項中「寄留事務」を「住民登録事務」に改め、同條第五項中「及び寄留手続令（大正三年勅令第二百二十六号）」を削る。

9 地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項の表市町村の項中「2 戸籍事務費（本籍人口を「2 戸籍住民登録費（本籍人口及び世帯数）」に改める。

○鐵冶委員 ただいま議題と相なりました住民登録法施行法案につきまして提案の理由を説明いたします。

昭和二十六年六月八日法律第二百十八号をもつて公布されました住民登録法は、本年七月一日までの間に政令で定める日から施行されることとなつておりますが、同法におきましては、その施行の際、市町村の住民については最初になされる登録に関しましては規定が設けられていないのであります。これは同法施行の際の最初の登録につきましては、別に施行法を制定して、これにおいて最初の登録に関する

規定を設ける趣旨であつたからであります。ただいま議題となつております住民登録法施行法案は、この施行法に相当するものでありまして、住民登録法施行の際現に市町村の区域内に住所を有するものについてすべき最初の登録に關して住民登録法の特例を定め、その完全な実施をはかるうとするものであります。

申すまでもなく、住民登録法は市町村においてその住民全部を登録することによつて、住民の居住關係を公証し、その日常生活の利便をはかることと、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適正で簡易な処理に資することを目的とするものであります。従ひまして國民の利便並びに地方自治及び國政全般に及ぼす影響の重大性にかんがみましますときは、同法施行の当初における最初の登録を的確に実施し、市町村の住民全部を漏れなく正確に登録することが必要であります。

ただし最初の登録は住民登録制度の基礎となるものでありまして、その成果のいかんは、その後における制度の運用を左右すると申しても過言ではないからであります。

この法律案は昨年九月二十一日の本委員会の決議に基づきまして立案し、一斉調査をもつてこれを行わんとするものであります。ただいま申し上げましたように、最初の登録の正確を期することを眼目としておりますが、その内容中おもしろなる点を申し上げますと、第一に、市町村は、住民登録法施行の際、その区域内に住所を有する者については住民票を、本籍を有する者については、戸籍の附票を作製すべきものとしてあることであります。

第二に、住民登録法施行の際、市町村の区域内に住所を有する者について、世帯主その他の者に住民票の記載事項につき届出義務を課することと、市町村は届出の履行及び住民票の記載の正確をはかるため、住民票の記載事項を各世帯について調査すべきものとしてあることであります。

第三に、住所と本籍地とを異にする者につきましても、戸籍の附票の作製を可能にするともに住民票の記載の正確を期するため、住所と本籍地の市町村は住民票の記載事項に關し相互に通知することとしてあることとあります。

第四に、最初の住民票の作製に關し市町村の事務を補助させるため、市町村においては調査員を置くべきものとしてあることとあります。

第五に、住民登録法の施行に伴い寄留法を廃止するほか、その他の關係法律に所要の改正を加えることとしてあることとあります。

以上簡單であります。この法律案の提案の理由及びその内容の概略を説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

なお本案についての逐條説明書を資料として各委員のお手元に配付したのであります。これを速記録にとどめるよう委員長においておとりはからい願ひます。

○佐瀬委員長 ただいま提出者より申し出があり、資料として配付されました本案の逐條説明書を會議録にとどめるようとりはからいたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐瀬委員長 御異議なければさうとりはからいます。

次に本案に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので順次これを許します。北川定務君。

○北川委員 一点だけ伺ひたい。住民登録法に關しては、この住民登録法が施行せられますにつきまして、これの管掌者であるところの市町村は、相當の經費がかかるものと思ふのであります。この施行に伴う經費につきましては、いかなる措置を講ぜられるものか伺ひたいと存じます。

○鐵冶委員 前から説明するより、その点に對して關係當局と緊密なる連絡をとつておられた立案者にひとつ説明を聞いた方がいかと思ひます。

○阿川説明員 お尋ねの点につきましては、さきに住民登録法を御審議の際及び客年九月五日、当委員会の住民登録法施行に關する小委員会におきまして、法務府及び地方財政委員會の係官から説明申し上げましたように、住民登録は、市町村におきましてその住民を正確に把握することによつて、各種行政事務の処理に活用することを目的とする制度であります。市町村の固有の事務として市町村が処理するものであります。住民登録法第二條に明確にされておるのであります。市町村は、そのみずからの負担においてこの事務を処理することを要するのであります。従ひまして本年度におきまします本制度実施のために必要な經費は、市町村の負担といたしまして、その負担の均衡は平衡交付金制度によつて調整されるべきものだと考えておるのであります。この点を明確にいたします。

めに、本法案の附則第九項におきまして、地方財政平衡交付金法の一部を改正することとしたのであります。従ひまして、平衡交付金の額につきましては、地方財政委員會におきまして目下検討を進めておるところであります。住民登録法施行の当初なすべき最初の登録に要する一斉調査等の經費は、いわば市町村にとりましては臨時の經費でありますので、これに要する經費は、國庫で負担する建前で、昭和二十七年年度の法務府予算におきまして、住民登録制度実施に要する經費として三億六千万円が計上されております。そのうち二億七千三百四十八万円が市町村に對する補助金に充てられておるのであります。

○北川委員 最初に施行せられます場合の予算措置は、ただいまの御説明でわかつたのであります。市町村には調査員などを置かれるようでありまして、二十七年以後におきましてはやはり相當の經費を要するのではないかと申すのであります。その点につきまして法務府の御計画を説明していただきたいと思います。

○阿川説明員 住民登録制度は、現行の寄留及び世帯台帳制度の長をとり、その短を捨てて、これを統合した制度であります。さきに住民登録法御審議の際及びその後の住民登録法施行に關する小委員会におきまして、政府委員から説明もあつたところであります。この制度実施後における市町村の年度の經費につきましては、その事務量から見まして、ほぼ現行の寄留及び世帯台帳事務の經費の合計に匹敵するものと思ふのであります。従ひまして、本制度の実施によりまして

市町村は特に財政的負担の点において増加を見ることはないと考えておるのであります。法務府におきまして、昭和二十四年度以来、全国の市町村につきまして調査をいたし、慎重に検討いたしておるのでありますが、平衡交付金の額の算定につきましては、目下地方財政委員会におきましてこれを検討いたしておるところであります。

○佐瀬委員長 加藤充君。

○加藤(充)委員 この法案の基本法の提案理由の説明の中では、各種行政事務の適正かつ簡易なる処理に資するということになつて通つたのであります。今地方財政の負担の問題で平衡交付金の関連が質疑応答されたのであります。これは選挙や教育、徴税、衛生、統計、生活保護、その他住民の居住関係証明などのために、今までいろいろ制度があつたのを、これ一本にまとめて住民登録に切りかえるというのですが、その際に国家の財政的な見地から、これが節約になるのかならぬのか。私はならぬと思うのですが、その面からの御説明を承りたいと思ひます。

○鍛冶委員 先ほどから説明のあつた通り、今までこれに類似したものに要しておりました費用は、寄留事務に關するものと世帯台帳と、この二本がなくなるわけでありまして、この二本に關しても約二十億使われておつたのであります。従ひましてこれだけの金があればいいこの事務はやつて行けるもの、かように考えまして、経費の点においてはあまり余裕はないかもしれませんが、損にはなりませんが、しかしそのほかにおいてはいふんいろ、な便宜のあることだけは、国

家にとつて有利になるもの、かように考えております。

○加藤(充)委員 私はこの前のとき、多分鍛冶君からだと思つたのですが、えらい得になるということ、で、しかも、かくく、だということ、で数字も示されて御説明があつたのであります。それを得にならないと今居直られますと、どうもだまされたような感じがしてならない。得になる面を財政上じやなしに言われたけれども、必ずしも明確にされない。得になる点というのは一体どの点でありましょうか。

○鍛冶委員 経費においても今までより簡略になると思ひますが、この制度はひとり寄留、世帯台帳だけじゃないのですから……。

○加藤(充)委員 何ですか。

○鍛冶委員 それは参考書類についておられますからひとつこれでごらんください。例をあげますれば、一番大きなのは選挙人名簿の調製、学歴簿の調製、農業委員会その他の基礎になるもの、それからその他の証明等につきましても、これ一本で間に合うことになるとあります。一々あげればこの通りたくさんあります。たいへん国家のために有利になるものと心得てわれわれは提案に賛成したわけでありまして。

○加藤(充)委員 仕事の面で説明がありましてけれども、私の方ではどうも国の財政の点から見て節約にならないと思つております。しかしかくの通り仕事は簡素化されるというのですが、簡素化されるということになりますと、それは首切りになりますか。

○鍛冶委員 人事に關することは別で、これがあれば仕事は楽になる、しやすくするというだけで、首切りを予

想しておるではありません。

○加藤(充)委員 仕事が楽になるということですが、今までこういう仕事をやつておつてそんなにそれはなかつたので、よつぽど積極的な意味がなければこの制度の施行というものに賛成がしきれないし、それを提案する合理的な根拠にもならないと思つたのです。大した利得がないのに首切りが出て来るというのであれば、私どもは賛成できないのですが、首切りを予想しないというだけでは、首を切られる人の身になつてみれば安心ができませんけれども、いかがなものでしょうか。

○鍛冶委員 さようなことは予想もしておりません。

○加藤(充)委員 予算上大して得がないという話なので、それで首切りの問題に質疑が延びて行つたのですが、現在地方行政の事務の七割以上が国の委任事務であり、これが同時に地方自治体の事務の上から見ての点では公務員の非常な労働強化になりますし、また財政面から言へば地方財政のほとんど崩壊状態に近い現状の大きな原因になつておると思つたのですが、この点について首切りが予想されないとすれば、事務がよほど簡素化されるということの保証ができますか。

○鍛冶委員 その通りです。たいへんな簡素化になります。今言われたような国の委任事務はそのままやらなければなりません、それをやるにつては——これは町村へ行つてみたらわかるが、たいへんなものがある、そういうものを寄せないときないが、それがこれ一本で間に合うということになるのですから、その点労働強化ではなしに、あべこべに労働簡素化になるこ

とは間違いない。

○加藤(充)委員 たいへんな簡素化になるということになれば、自由党の方針としては事務の行政簡素化に伴つて、人員の整理というのがついてまわります、その点の保証をあなた方は引受けられますか。

○鍛冶委員 仕事がしやすくなるということ、簡素化ということでありまして、そのために人員が余らうとは今日考えておりません。しかしやつてみていらぬものがあつたら、それは各町村でしかるべくおやりになつていいことで、そこまでわれわれ干渉も、また保証もする限りではなからうと思ひます。

○佐瀬委員長 他に御質疑はありますか。

○北川委員 住民登録法の施行に伴ひまして、これが経費は平衡交付金によつてまかなわれるというのであります。昭和二十七年年度の経費として相当額を市町村はまかなわなければならぬと思つたのであります。その点につきましても政府はいかに措置をしておられるかを伺いたいと思ひます。

○岡野國務大臣 住民登録が実施されますならば、それに流用し得るようによつて、予備の金が十億ばかりとつてございす。それによつてやつて行きたいと思ひます。

○農野政府委員 少し他の部分にもわたりまして御説明しておきたいと思ひます。住民登録に要します費用のうち、臨時的な費用は全部国費でまかなわれ、そのたれは考へておるわけでございます。経費的なものとしましては、本年七月から実施される、その場合は今大臣からお話がありましたように、十億内外のものを市町村の基

準財政分に追加して参りたい、かように考へておるわけでありまして。元來この制度が実施できるとしたならば、それだけ財政需要がふえるというものではあります。あるいは世帯台帳の作製がいらない、あるいは世帯台帳の作製がなくなりますが、あるいは寄留事務がなくなりますが、あるいは寄留事務から、地方団体の所要財源全体として、増減は少くともないのではないかと、いろいろに考へまして、地方財政計画の上では、これがために特に財源を追加しなければならぬというような措置はしてないわけでありまして。

しかしながら、昭和二十七年年度におきまして、個々の市町村の必要な財政需要を計算します場合に、地方財政平衡交付金の面におきまして、たとえば世帯台帳が作製不要になるわけなんだから、ある程度産業経済部面において財政需要額を削減するといふような問題もあるわけでございますけれども、そういうことをいたしませんので、今までに算定した参りました財政需要額のほかに、十億内外のものを新たに追加したい、かような措置をとりたいと考へておるわけでございます。

○加藤(充)委員 そういう点におきまして、地方の負担というものがまかなは本質的にいへば、地方財政法等の押しつけ、侵害になると思ひますが、そういうようなことがないと思ひますか。もし起きたら政府は責任をどうするか。

○農野政府委員 臨時的な経費につきましては、すでに国の予算に計上されておりますので、それを御検討いただきまして、まかなえるかどうかという御判断をいただければよろしいかと思つ

ております。われ／＼といたしましては、法務府からお話がございますので、おそれるだけで足りる様に記載事項でありますとか、あるいは取扱いなんかについて指示がなされるものと考えておるわけでありまして、またそれ以外の経常的な経費につきましては、先ほど申し上げましたように、人によりましては、むしろ地方負担が減少するのだというふうな説をなされる方もありますけれども、さしあたり市町村に對しまして交付すべき地方財政平衡交付金の計算にあたりましては、今までの財政需要を別に減額いたしませんで、十億内外のものをそのままプラスして参るというふうな措置をとつておりますので、大体まかなえるものと確信しております。法律によつて義務づけられた経費でありますので、それらが円滑に行われますように、ぜひ必要な財政措置を講じて行かなければならぬと考へております。あるいは、むしろこれよりも減るのではないかと、むしろ減る場合も生ずるかもしれない、ある場合にはもつと増額しなければならぬ場合も生ずるかもしれない、あるいは経費のかわらないように、あるいは財源を増減するというような弾力ある措置は、当然法律の制定に伴ひまして講じて行くべきものと考えておるわけでございます。

うくつになつておるといふことなんです。今度の住民登録法の施行につきましても、いろいろ事務的な面から、財政的な面から、その点に對する危惧というふうなもの、あるいは財政的な増額要求というふうなものが非常にたくさん出ておると思つております。平衡交付金の性質上、計算はそうなると言つてみたところで、これだけの重たい財政負担を背負ひ込まれてゐる地方自治体としましては、これを履行するといふことのために、ほかの必要になつて行く、あるいは別の方面ではそれが粗略に扱われて、財源がそこに充たされて行かない。ここで事務的にも財政的にも、この仕事でよい食ひ込むということになれば、平衡交付金というトータルの額としては動かないにいたしまして、實際上の運営から見れば、これは実質においてたいへんな事務上の干渉であり、あるいは財政上の干渉であり、負担の強化である。その点地方には絶対にそういう迷惑をかけるまいという、またそういうことについて地方から要望が上つて来た場合には、それは必ず補償するといふ、責任ある答弁が得られなければ、私は納得しかねるのですが、どうなりますか。

○奥野政府委員 今お話のように、臨時的な経費につきまして、これでもかきかへるかどうか不安だといふような地方団体側の意見が出ておるのでございす。しかしながら、こういう問題につきましては、法務府におかれまして十分にはまかなえるような方法を講じていたいただけるものだというふうなわれわれは考へておるわけでございます。また場合によつては、將來必要な措置もとられるはずのものであらうといふふうに考へておるわけでございます。また経常的な経費の面につきましては、しばしば他の行政費が削減されるというふうな言われておりますし、また現に世帯合帳その他の面から考へられるわけでありまして、將來これらの運営をどうやうに行かうかという問題とも深い関連を持つてゐる問題だらうと思ひます。そういう考へ方で措置をして行きたいと思ひます。

○佐瀬委員長 暫時休憩いたします。
午後二時五十八分休憩

午後三時三十八分開議

○佐瀬委員長 休憩前に引續いて會議を開きます。

住民登録法施行法案を議題とし、本案に對する質疑を続行いたします。他に御質疑はございませうか。

○（なし）と呼ぶ者あり

○佐瀬委員長 なければ本案に對する質疑はこれをもつて終結いたし、ただちに本案を討論に付します。討論の通告がありますので、これを許します。

加藤充君。

○加藤（充）委員 住民登録法案が上程されましたときには、私どもは委員会においても本會議においても反對の意見は述べておいたものであります。本法案はその施行法といふことになつておるのであります。従ひまして表面から見るといへば何を言はんやの感なきにしろあらざるがごとく見える。しかし本法案の意圖するものは、わが党があの際（指摘した通り）のものといたうことがはつきり出て来たと思つたのであります。その点の指摘をいたして、本法案の反對の意見とするものであります。

昨年九月にサンフランシスコ條約でいわゆる二條約が締結され、そしてやがて批准になつて、このたび問題になつたあの日米行政協定といふものが発表されたのであります。このコースは昨年初めにダレス氏が来日以來明確にされた道でありまして、結局このたびの日米行政協定、そしてその基本は日本の政治的、経済的、軍事的懸念をきめたものであります。この行政協定を結ぶために、サンフランシスコ二條約の締結があり、そしてそのためにダレス氏が昨年初めに来日せられたといふのが事の本体だと思つたのであります。さらに沿革をたゞれば、一昨午朝鮮に戦争が起りました直後に、マッカーサーの考案に基づき占領命令として出されたところに従ひまして、ポセ令による警察予備隊の設置が強行されたのであります。そして今日になつた本年の十月から警察予備隊は保安隊あるいは防衛隊、衣を脱ぎ捨てたはつきりした公然たる軍隊といふものに脱皮しようとしてゐるものであります。

本法案の基本法でありました住民登録法は、昨年の三月三十一日に本會議を通過しました。以上の背景のもとに住民登録法が誕生し、そして本年の七月一日からの施行期日が定められ、そしてそれに基く本施行法がここに姿を出して来る。私はそういうような歴史的な沿革と内容を考えますときに、本法案は軍事的徴兵、徴用の法律である、憲法に違反する法律であると考えられるものであります。皆さんは行政協定のとりわけ十八條、二十四條をよく身にしみて吟味されたことがあるか。これは安保條約の前文に、アメリカは日本國が「直接及び間接の侵略に對する自國の防衛のため漸進的に自ら責任を負うことを期待する」といふことがあつて、これは實際はアメリカの日本に對する再軍備の要求であります。ですからそれを締結し、行政協定を結んだ以上は、警察予備隊はいわゆる間接の侵略に對するものであつて、こういうふうなことは、條約が有効適法なものであるかどうかは別問題といたしまして、政府の立場に立てば、明らかにこれは約束の半分も果しておらないといふことになるのであります。すなわち條約の履行の立場からいへば、この間接の侵略ばかりではなく直接の侵略、すなわち外國軍隊と交戦をするために、漸進的にもせよ何にもせよ、持たなければならぬ。こういうふうな結論になつて行きますし、そういう義務負担を背負ひ込んだのであります。平和條約の五條の規定によれば、國際連合が憲章に從つてとるいかなる行動についても國際連合にあらゆる援助を與へ「云々」とあります。かように兩條約と行政協定は日本の再軍備と海外派遣を義務づけてゐる。これはまことに明瞭であります。行政協定二十四條をどうして運用し、實際に移して行くか。ここに住民登録法がどうしても必要なものである。いろいろ各般の行政事務の簡素化といふようなことも、ある部分には起るかもしれないけれども、それは本法案のねらいではございせん。とりわけ十二條などによりまして、日本の経済力あるいは勞力といふようなものが直接調達という形になつて行きますならば、勞務の提供は徴用以外の何ものでもありません。こ

ういうふうなときに、人的資源のそれ

ぞれの確保というものは、まさにこの第一義的な眼目のために要望されるのである。この法案はそれにこたえ、それを実施するためのであります。第二点は、本法案はスパイ法であるとい

うことであります。條文はちよつと記憶いたしません、行政協定の中に、この協定あるいはその基本になる條約の目的とする精神ということが書いてあります。これははつきり言えば反共であります。ここに反共のための警察あるいはその他の処置が必要になつて参る。これは巧妙な、りつばな、目的をカモフラージュいたしまして、實際はその役割を果すものであります。第三点は、住民票とか住民登録とかいふものは、これは日本人が日本の政府によつて、はだ身につけておかなければならぬというものであるものであります。過ぐる第二次世界大戦のときにナチスに支配され、その国の政府、ナチスに身売りをいたしたあのペタンを首班とするヴィシー政府のもとに施行されたものは、この種の住民登録の証明であり、はだ身離さず持たなければ良民たるの特遇と保護を受けることができなかった。中国に侵略した日本が何をやつたか、良民証の発行をやつたのであります。「簡単にしろ」「恥を知れ」と呼ぶ者あり」こういう意味合いにおきまして、私どもは網対にこの法案に賛成するわけには行かないのであります。今恥だと言ふが、これはなまじきなことを言つたらなまじきに聞えるかも知れないが、この問題は日本の民族と日本の国民を戦争の中につつ込む痛手となるということを近く歴史が証明することを断言して、私は

討論を終ります。

○佐瀬委員長 討論は以上をもつて終局いたしました。よつて本案に対する採決を行います。本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐瀬委員長 起立多数。よつて本案は可決すべきものと決しました。

なお本案に関する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐瀬委員長 御異議なければさうにとりかはらいます。

○佐瀬委員長 次に工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次これを許します。押谷富三君。

○押谷委員 本法律案について二、三點質問をいたしたいと思ひます。

まず第一點は、現行工場抵当法は明治三十八年に制定されたものであります。當時は抵当権については保全抵当権のことしかわからなかつたのであります。が、第一次世界戦争のころから投資抵当権のことが重要視されるに至つたのであります。工場抵当法は大した改正もなしに今日に至つておるのであります。終戦後英米のフローティング・チャージあるいはゼネラル・モーダージに比較いたしますと、いかにもこの法律は古くさい、大陸法の性質をもつていゝものであります。中小企業金融の方法としては時代に遅れておると言わなければなりません。しかしこ

ういう古い法律の一部改正でも、

それだけ前進するわけでありまして、今回の改正には一応賛成ではあります。が、將來こいう方向に向つて大改正をする必要があると思ひのであります。この点について政府の意見を伺いたいと思ひます。

○村上(朝)政府委員 工場抵当法は、ただいま御指摘がありました通り、きつめて古い法律であります。その後大なる改正も行われておりません。ために、現在の経済事情に照しまして不備な点が多々あるものであります。たとえば工場の範圍につきまして、また財産処分手續につきまして検討を要する問題があるものであります。さらにまたたゞいま押谷委員からお話ございました通り、英米のフローティング・チャージなり、ゼネラル・モーダージの制度を導入してはどうかというやうな財界方面の要望もあつたので、財団抵当制度全般にわたつて、政府部内においてたゞいま研究中でございます。なるべく早い機会に研究の成果を得まして立案をいたしたいと考えております次第でございます。

○押谷委員 次に御尋ねいたしたいのは、第一條の第二項の規定に「営業ノ為電氣又ハ瓦斯ノ供給ノ目的ニ使用スル場所ハ之ヲ工場ト看做ス」とありますが、この規定はあまりに狭い解釈でありまして、現状に合わないものと思ひのであります。たとえば最近のテレビジョン放送事業や民間ラジオの事業のごときは送信施設に多額の投資を要する關係から、社債募集の必要が起ります。その際現行法では工場財団は認められないということになります。またその他水道事業におきましても同様であります。本規定はもつと広くこれ

が適用できるように改正をいたしてはどうかと考へるのですが、この点の御意見を伺いたしたいと思ひます。

○村上(朝)政府委員 工場抵当法の第一條におきまして工場の定義をあげてございまして、本来の工場であるところの物の製造、加工等の目的に使用する場所のほか、第二項におきまして、電氣またはガスの供給の目的に使用する場所をこれに拡張してあるのであります。なるほど御指摘の通り、この規定は現在の経済事情から見ますと狭いのであります。民間放送施設の

ごときも現に問題になつていゝのであります。が、現行法の解釈をいたしましては、適用が困難なのであります。そこで財団抵当制度の目的でありますところの一つの企業を組織してあります物的設備を、企業を組織したまま、つまり企業組織から解離しないで、最も有利に担保化するために、これを單一の担保物として、すなわち財団として担保制度を設けることは、いわゆる工場と称せられるものだけに限らないのであります。その他あらゆる企業について検討を要するのであります。この点も先ほど申し上げましたように、財団抵当制度の全般的な改正の一つの問題として取上げて研究いたしてゐる次第であります。

○押谷委員 次に第八條の三項及び第十條の改正で、工場財団の存続期間を一箇月延長いたしました三箇月としてゐるのであります。それはいかなる根拠によるかという点であります。財界及び金融業界では三箇月では短かいから六箇月くらいにしてほしいと現在要望いたしております。すなわち現在会社工場地財団抵当で社債を発行し

うといたしまするには、日本銀行内の起債協議会が金額、銘柄、発行期日等を統制いたしてゐるので、社債募集手續が非常に遅れることがありまして、財団の存続期間が三箇月では足らないやうな実情が多いのであります。なお財界ではかかる場合、往々にしてあるいは社内便宜の仮借債券をつくつて、抵当権を設定して、期間による財団の消滅を防いでゐる実情を聞いてゐるのであります。かくのごとき不明朗な方法を排除するためにも、六箇月くらいに延長してやる必要があると思ひのであります。この点につきましての御意見を伺いたしたいと思ひます。

○村上(朝)政府委員 現行法におきましては、工場財団は設定されてから二箇月以内に抵当権の登記がなされませんと効力を失ふことになつております。工場財団を設定する手續といたしまして第二十四條におきまして第三者保護のために一箇月ないし三箇月の期間を定めて公告をするという手續があるものであります。現在これは實際の運用上は、一箇月をやつておるやうであります。が、財団設定の登記に少くとも一月半ないし全国に工場が散在しておりますやうな場合には、二月前後かかる実情なのであります。そこである時期に社債を発行することを予想いたしまして財団設定の登記に着手いたしましたも、一月半ないし二月前に予測いたしました金融市場の状況が、そのときになりましたとかわりまして、御指摘の通り社債の発行が困難になることとがあるものであります。そこで現行法におきましては、二月以内に抵当権の登記登記をしないと効力を失ふことになつておりますので、二月までのずれ

でありますならば、現行法でまかなえるわけでありますが、最近の金融市場の状況から申しますと、二月ではやや短きに失するきらいがあるのであります。これを三箇月延長したわけでありまして、三箇月でも短い、もつと長くしてはどうかということは、経団連あたりを通じて実業界に對しての意見を聞きましました際にも出たのであります。よく調べてみますと、この工場財団の設定を登記いたします際には、財団を組成するすべての不動産につきましても、登記面と実態とを必ず合致させる必要があるものであります。そこで建物の増築とか、土地の地目変換とかいうことがありました場合に、その登記をせずに放置してありますと、いよいよ財団を設定しようという際に、これらの変更登記等をやる必要がありまして、本来の財団設定に必要な先ほど申しました一月半ないし二月の期間だけでは足りないものであります。さらにその場合いよいよ前記となる登記のために数箇月の期間を要するわけでありまして、かように数箇月前から準備に着手しなければならぬといひますと、先ほど申しましたような社債発行の予定時期と、現実に発行し得る時期とのずれが三箇月以上になることも考えられるのであります。不動産につきましても変更を生じたときには、その都度変更の登記をする建前になつておりますので、これを怠らずにやつておれば、財団設定の登記そのものは一月半ないし二月でできるわけでありまして、この一月半ないし二月で財団設定の登記ができるという前提に立つて考えますと、現行法の二月の期間を三月に延ばすだけで十分ではないかという結論

に達しましたので、この二箇月を一箇月だけ延長する案にいたした次第であります。

○押谷委員 次に財団の分割と合併の關係であります。第四十二條の二の改正で財団の分割を認めたことはまさに妥當だと考えます。しかしこの分割の場合に抵当権を消滅させずに分割し得るようにはしてほしいというものが、実業界の要望であります。たとえば多角経営の大会社では工場長が責任者となつて独立採算制をとつてゐるものが多いのであります。従つてその融資關係におきましても、工場単位で財団が組織されることになるような場合があらまします。こういう場合に抵当権を消滅させて分割させることは、手数と費用の上から実情に沿わないものがあると考えるのであります。また第四十二條の三の但書で財団の合併を認める規定がありますが、まことにこれも何かつこうだと考えます。しかしこの合併も結局は追加担保のための合併といふことになつて、あまりに抵当権者のみの利益をはかり過ぎるきらいがあります。事業会社や銀行業者、主として社債取扱業者は、同一の抵当権者が二つ以上の財団に抵当権を設定してある場合のごときは、合併できるようにしてほしいというものが、大体実業界の希望であります。が、こういう希望に對して適當な時期に考えられるお考えをお持ちになつてゐるかどうかということをお願いいたします。

○村上(朝)政府委員 ただいま述べになりましたような財界方面の希望は、かね／＼私も聞いておるのではありません。財団の分割を必要としたし、債務が減少したし

まして、財団の担保価値に余剰を生じて来た場合に、現行法でやりますと、第二順位以下の抵当権を設定するか、あるいは財団から分離して別個の財団を新たに設定するという手続もいるわけでありまして、この担保価値の余剰に相當する部分だけを分離して、これを新たな抵当権の目的に供することを考えたわけでありまして、抵当権のついたまま財団を分割するということは、その意味におきましては美事でないこととあります。また各財団がそれぞれ抵当債務の全部の担保となるわけ、財団所有者にとつて格別そのような場合の分割が必要であるとも考えられませんでしたので、一応この案におきましては分割した財団の一つについては、抵当権が消滅する場合だけに限つて立案をいたしましたわけでありまして、合併の場合について申し上げますと、これは抵当権が二個以上の財団について存在しております場合、あるいは差押えの登記とか、その他所有権の登記以外の登記がついております財団を合併いたしますと、二つ以上の抵当権の間の順位の問題その他きわめて複雑な法律關係を生じますので、今回の改正におきましては、財団一個だけについて抵当権のある場合は特別にいたしまして、二個以上については抵当権のついておるものについては、合併を認めないということと立案をいたしましたのであります。將來この法律案の成立後、実施の状況によりまして財団制度全般を檢討する際には、さらにこの点もあわせて考究いたしたいと考えております。

○押谷委員 最後に四十九條の処罰の規定の關係であります。工場財団に

属する動産を譲渡の目的で他人に引渡した。これは一年以下の懲役または十萬元以下の罰金に処することになつております。この規定で、工場財団に属する動産を譲渡する目的で他人に引渡した場合には、その動産の所有権はどへ行きますか。抵当権はどうなるか。その点を伺いたいと思つております。

○村上(朝)政府委員 抵当権は原則として存続するわけでありまして、動産を善意の第三者に譲渡いたしました場合、民法百九十二條の即時取得の適用があるかどうかにつきましては、解釈上やや疑問はあるのでございますが、即時取得の適用があるものと解釈いたしております。従ひましてその場合におきましては、抵当権は消滅することになるのであります。

属する動産を譲渡の目的で他人に引渡した。これは一年以下の懲役または十萬元以下の罰金に処することになつております。この規定で、工場財団に属する動産を譲渡する目的で他人に引渡した場合には、その動産の所有権はどへ行きますか。抵当権はどうなるか。その点を伺いたいと思つております。

○村上(朝)政府委員 抵当権は原則として存続するわけでありまして、動産を善意の第三者に譲渡いたしました場合、民法百九十二條の即時取得の適用があるかどうかにつきましては、解釈上やや疑問はあるのでございますが、即時取得の適用があるものと解釈いたしております。従ひましてその場合におきましては、抵当権は消滅することになるのであります。

○押谷委員 これはいろいろ議論のあるところだと考えますが、民法の百九十二條は、所有者がこれを第三者に売つたような場合、ただいま申し上げた工場財団に属するものを他人に譲渡した場合がただちにこれに適用されるかどうかといふことは、私は法律解釈上重大な疑義があると思つております。従つてただちに抵当権がその部分に限つて消滅して行くという解釈につきましても相当異議があるものであります。が、いずれにいたしましても、この点については特に御考慮を願わなければならぬことは、單に考え方によりまして、自分のもので工場財団に属する動産を他人に譲渡した場合に、ただちにそのものは所有権が第三者に移つて行つて、抵当権が消滅するといふ解釈になりまして、この工場財団の権利というものが非常に弱いものになつて来

るのではないかと考えます。従ひましてこれは相当重大な一点でありますから、この点についての解釈もある程度まで統一をする必要があると思ひます。これは、所有権もまた抵当権も正確な意味においては移転はしないものである、抵当権も消滅はしておらないものであるといふように一応の解釈を下してゐるのであります。かつまたこの工場財団の關係は工場抵当登記簿に記載されてゐるのでありますから、その登記簿に記載されてゐることを第三者に公示される方法があるにかかわらず、ほしいままに自分が所有者から買ひ受けて、それで善意、平穩、公然、無過失といふこの條件に當てはまるかといふことについても、重大な異議があると思つてあります。こういうことを特に御考慮を願ひたいのですが、私が解釈をするようにただちに所有権は移転をしない、抵当権は消滅しないとなつて、この処罰はたいへん重き過ぎ、はしないかと考えるのであります。いづれにいたしましても、このよう処罰規定が抵当關係から非常に重過ぎるのではないかと感じました。が、その点について御意見を伺うと、も、將來大改正をせられるときにはこの種の條文には重大な考慮を拂われたいことを希望いたします。

○村上(朝)政府委員 財団の組成現在における動産を第三者に譲渡いたしました場合の法律効果につきましては別といたしまして、少くとも抵当権者の請求が著しく困難になることは事實なのであります。それで財団の構成要素であるものを不當に処分する行為に對して罰則をもつて臨み、財団の抵当価格

○村上(朝)政府委員 財団の組成現在における動産を第三者に譲渡いたしました場合の法律効果につきましては別といたしまして、少くとも抵当権者の請求が著しく困難になることは事實なのであります。それで財団の構成要素であるものを不當に処分する行為に對して罰則をもつて臨み、財団の抵当価格

○村上(朝)政府委員 財団の組成現在における動産を第三者に譲渡いたしました場合の法律効果につきましては別といたしまして、少くとも抵当権者の請求が著しく困難になることは事實なのであります。それで財団の構成要素であるものを不當に処分する行為に對して罰則をもつて臨み、財団の抵当価格

を維持しようとする思想は、もとより工場抵当法ばかりでなく、これを準用しております。鉱業財団、漁業財団、港灣運送事業財団についてはもとより、別系統に属します。鉄道抵当、企業抵当等についても同様規則があるものであります。かような行為を処罰するかどうかという点につきましては問題があると思っております。このたびの改正におきましては他の立法例にならつたわけでありまして、何分この四十九條、五十條の罰則の規定は旧刑法時代の罰則でありまして、きわめて不適当な表現になつておりますので、新しい形の立法に改めた次第であります。なお御意見のありました点は、将来改正の際において十分考慮して行きたいと考えております。

○佐瀬委員長 加藤充君。

○加藤(充)委員 私は簡単な質問を二点ほどいたします。実はこれは委員会の性格上いたし方ないと思うのですが、法律のいじり方だけをやつたのでは、実体的な法案の審議ということとほど遠いものであり、実際上の審議をしないにひといふという結果になり終ることをおそれるのであります。従いましてただ法律上どうなるというような説明じやなくして、この改正を基本的に要する日本の経済あるいはとりわけ企業金融の問題などについてこれを明らかにして、その上に立つた法案の審議がやはり本格的なものである。私はそういう要望もしておいたのですが、そのほかいろいろがなかつたことをまことに遺憾と思つております。これは押谷委員からも質疑がありました。企業本位に改正するということは違

うのであります。もちろん企業資金と企業の運営ということとはなからず、むしろ企業を維持するから、一概に簡単に割切ることではできないにいたしまして、今指摘しました抵当権者、債権者本位に改正するか、企業をあくまで擁護し、これを保持するという立場で改正するか。こうなつて来ますと、同じ條文でもいろいろ意見がわかれて来ると思つております。本法案の価値評価も違つて参ると思つております。先般株式会社法の改正があつて、各種の優先株その他債権募集等についていろいろの便宜がはかられた反面には、取締役会等の権限の改正もありました。こういうことを私が言うのは本法案に關係がないように見えますけれども、最近独占企業の集排法が廃止され、旧独占財閥資本の復活というものが出て参ります。それと関連していろいろ今問題がありますけれども、長い目で見れば、それらと結合した外資の動向というふうなことが今頭に浮かぶのであります。そういうふうな一連の全体の見通し、状態の中で、この改正がどういふ結果をもたらして行くか。これは單に企業の問題でなくて、深く広く日本の民主的な再建に關係を持つて基礎的な問題であります。そういう意味合いで一部改正ではありますけれども、この企業金融の重要な点としての金融担保制度の改正というものは輕視してはならない重要なものを持つてゐる。こういう説明なり、質問が委員会になされたのは、審議が不十分だつたと言わなければなりません。まことに残念だと思つております。押谷委員が先ほど質疑した傾向を、私も工場抵当法の中でも、あるいは企業抵当

法の中でも見届けるのであります。企業本位に考えたものというより、いわゆる金貸し資本を中心に考えた改正であると思つて、その点をひとつ御説明願ひたいと思つております。

○村上(朝)政府委員 この法案による改正は抵当権者ないし債権者本位の改正とは考えておられないのであります。財団所有者が財団を最も有効に担保として利用し得るようという趣旨において改正をいたしましたのであります。

○加藤(充)委員 一々こまかいことを質問してもしかたがありませんから、これだけの質問をいたします。企業抵当法といふものの問題ですが、企業権が歴史的に國民的な治事を持つて、外国資本等、外国人の所有の対象にならなかつたものであるという点から見て、また先ほど私なりにあげました諸点との関連で重要だと思つたので、企業抵当法の部分についてだけ質問いたします。この租賦権を企業抵当権の対象にした事由、これはなるほどいろいろ説明されておりますけれども、いまだ十分ではありませんので、いまだ少し具体的な事例についてひとつ御説明願ひたいと思つております。

○村上(朝)政府委員 企業抵当法の改正の第二條の二として入つておりますのは、租賦権を企業抵当権の目的とするという意味ではないのであります。採掘権を企業財団の組成物件とするという意味なのであります。すなわち企業抵当法において準用しております工場抵当法の規定によりまして、他人の権利の目的であるものは財団の組成物件となることができないのであります。租賦権の目的たる採掘権が企

業抵当権の目的となりまして、企業としての価値にはほとんど影響がないという実情から見まして、租賦権の目的であつても企業財団に属せしめてよろしい。またすでに企業財団に属してあります採掘権も、抵当権者の同意があれば租賦権の目的とすることができるといふことを規定しただけであつて、租賦権自体を企業抵当権の目的とする意味ではないのであります。

○加藤(充)委員 あなたの方からお配りを受けた企業抵当法の改正の説明の終りの方に「租賦権の目的たる採掘権を企業財団に属せしめることは無條件に、企業財団に属する採掘権に租賦権を設定することは、抵当権者の保護を図る意味において、その承諾を條件として、これを認めることとした」というのであります。これはまだ審議が不十分でありますから、その点を先ほど来重々申し上げておるので、まだ明確になつておりませんけれども、どうもこの点について企業と金貸し資本との關係で、やはり抵当権者本位に考えているところがあると思つて、大體企業資本とそれから金融資本と區別したりすることは、運営上は區別したりすることはできないけれども、こういうふうな見方は許されるところであります。われわれはとりわけ民族産業あるいは平和産業といふようなものを極力防衛し、育成し、これを発展させなければならぬのであります。その背後に國際的な連繫を持つた銀行資本や金融資本の言うがままに、今申し上げました産業あるいは産業資本家がそれに引ずられて、非常な不利益になつて行くといふようなこと

になるのでは、改正では断じてあり得ないと思つております。そういう点を憂えてわれわれはこの法案の審議に参加しておるつもりであります。先ほど指摘しました点はいかがにお考えになりますでしょうか。

○村上(朝)政府委員 抵当権者の保護をはかる意味において、承諾を條件としたといふことは、租賦権の設定は通常は採掘権の価値にほとんど影響がないのであります。租賦権の内容いかんによつては採掘権の価値に相当影響を及ぼす場合もあり得る。そこですでに採掘権の目的になつております採掘権に租賦権を設定するといふ場合には、抵当権者の同意を要件とすることが當然であるといふふうに考えるのであります。

○加藤(充)委員 どうも企業権なり、あるいは企業抵当法なりが、現場においてどういふふうな作用するか、それから租賦権の目的たる採掘権を當然に、無條件に企業財団に所屬せしめるという事柄はどういふ実情なのか、御説明ではわかりかねますが、法務府のあなたに聞くのも無理だと思つて、私はやめま

○佐瀬委員長 他に御質疑はございませんか。——他に御質疑がなければこれをもちて質疑は終局いたします。次に本案を討論に付すべきであります。討論の通告がありま

○佐瀬委員長 起立多数。よつて本案は可決すべきものと決しました。

なおたまたま議決いたしました議案に關する報告書の作成の件に關しては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○佐瀬委員長 御異議なければさようとりはからいます。

○佐瀬委員長 次にボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く法務府關係諸命令の措置に關する法律案を議題といたします。

質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次これを許します。押谷富三君。

○押谷委員 まず最初にお伺いしたいと思ひますのは、この勅令は昭和二十二年に公布されたものであります。が、すでに今日までに五箇年を経過いたしております。その間における勅令九号違反として摘発されました事件は何件くらいあるかということをお伺いしたい。と同時に、今日現在この勅令九号の對象となるべき女性であります。集娟、散娟を通じて全国におよそ何名くらいあるか、御調査が送られておりますならば承りたいと思ひます。

○岡原政府委員 最初のお尋ねの本勅令の違反事件でございますが、昭和二十二年以来昨年の九月末までに至る件数は、全国を通じて合計約六千三百件と相なっております。こまかい内訳等は別に資料として御配付いたしたはずでございますけれども、概数を申し述べますと、うち起訴が約二千件、その他は不起訴、中止、移送と相なっております。

なほ勅令九号の適用を受けるに至る女性の數でございますが、この点につきましては、実はいろいろな方面から統計を求めてみたのであります。が、なかなか正確な數が得られませんが、種々の事情を參照しまして私どもは大體集娟、散娟を通じて約十五万と踏んでおります。但しこの点につきましてはいろいろな見方によりまして數が相當違つておるようでございます。

○押谷委員 この勅令九号はそのねらいが那邊にあるか、非常に疑問の多い勅令であります。まずお尋ねをいたしたいのは、第一條に「困惑させて売淫をさせた者」困惑という言葉が使われておりますが、大體予定されておる、想像されております困惑の意味、あるいはその困惑の原因を承りたいと思ひます。

○岡原政府委員 第一條のこの困惑という文字は、相當解釈上疑念があつたのであります。最近に至りましては、その点の解釈が一定して來まして、運用上も次のようなことに相なつております。と申しますのは、大體前段にかぶつております「暴行又は脅迫によらないうで」というのが第一要件に重なつております。これは要するに刑法の強制猥褻あるいは二百二十三條の強制罪に該當しない程度のもの、つまり程度が低いもの、そして婦女の自由なる意思判斷を拘束するような強制方法を用いて婦女に売淫をさせるような行為、かように抽象的でありながら解釈いたしております。

○押谷委員 この困惑の原因に、ただいま抽象的な御説明は伺つたのであります。が、前借というやうな關係、あるいは親類、縁者というやうな關係、かような關係から売淫をせしめるというやうなことが困惑のうちに入るかどうかを伺いたいと思ひます。

○岡原政府委員 具體的な事案の内容によつても違つて参るかと思ひますけれども、單なるそれだけではなりませんので、それに若干強く強制するやうなところが加わつて、初めてその困惑を利用したということに相なると存じます。

○佐瀬委員長 ちよつと速記をとめて。

○佐瀬委員長 速記を始めてください。

〔速記中止〕

○佐瀬委員長 本日はこの程度にとどめ、明二十七日午後一時より會議を開きます。

本日はこれにて散會いたします。

午後四時三十分散會

〔參照〕

住民登録法施行法案逐條説明

第一條

本條は、この法律の目的を明らかにした規定である。住民登録法は、昭和二十六年六月八日法律第二百十八号をもつて公布され、本年七月一日までの間に政令で定める日から施行されることになつてゐるが、同法にはその施行の際現に市町村の住民である者についてなされる最初の登録に關しては規定が設けられていない。これは同法施行の際の最初の登録は、制度の基礎となるものであつて、その成果の如何はその後のにおける制度の運用に極めて重大な影響を與えるので、別に施行法を制定してその中で最初の登録に關する規定を設ける趣旨であつたからである。この住民登録法施行

法は、右の施行法に相當するものであつて、住民登録法施行の際現に市町村の区域内に住所を有する者についてすべき最初の登録に關して必要な規定をし、最初の登録の完全な実施を図らうとするものであることを明かにした。

第二條

本條は、住民登録法施行の際現に市町村の区域内に住所を有する者について遅滞なく住民票を製作すべきことを明らかにしたものである。住民票の記載を法施行の日の午前零時現在の事実に基づいてすることとしたのは、登録の重複や脱漏を防止し、登録の正確を期するためである。また住民登録法第四條第八号の事項即ち従前の住所の記載を要しないとしたのは、この事項は、住民登録法施行後住所が移動した場合を予定したものであるからである。

第三條

住民票の作成は届出に基いてするものが最も便宜であり、且つ正確を期する所以であるから、本條は、住民登録法施行の際現に市町村の区域内に住所を有する者について、最初の住民票の記載事項となつてゐる事実を届出させることとしたのである。届出義務者、届出地及び届書の一般的記載事項については、本條第二項で住民登録法第十九條から第二十一條までの規定が準用されてゐる。なお最初の住民票は、その後生ずべき住所その他の異動を直ちに登録することができるようになる限り速かに作製する必要があるから、届

出期間は五日とした。

第四條

最初の登録は住民登録制度の基礎となるものであつて、その成果の如何はその後のにおけるこの制度の運用を左右するものであるが、この登録をもつて前條の届出だけに基いてするときは、届出が怠られ、或いは不正確な届出がなされるおそれがあるから、本條は、市町村が住民登録法施行の当初積極的に各世帯について住民票の記載事項となつてゐる事実を調査することを定めたものである。市町村は本條の規定による調査の際に、届書の記載を調査の結果と照し合せてその正確を圖り、また届出をしない者があるときは、この調査に基いて市町村が職權で住民票を製作することとなる。

第五條

本條は住民登録法第十六條と同趣旨の規定であつて住所と本籍地とを異にする者について戸籍の附票の作製を可能とする。住民票の記載の正確を圖るため、住所の市町村と本籍地の市町村との間に住民票の記載事項に關し相互に通知をすることを定めたものである。即ち市町村は、第二條の規定によりその住民について住民票を作製するのであるが、この場合に住所と本籍地とが異なる者については、住所の市町村は、本籍地の市町村に住民票の記載事項（住民登録法第四條第四号に掲げる事項は附票の記載事項とはなつていないので、この事項を除

く。を通知し、本籍地の市町村ではこの通知に基いて、その者の戸籍の附票を作製することとなる。右の場合において、本籍地の市町村は通知を受けた事項と戸籍の記載とを照合し、両者が一致する場合にはその旨を、また一致しない場合にはその旨及び一致しない事項に関する戸籍の記載（本人が戸籍に記載されていないときにはその旨）を、折り返し住所地の市町村に通知する。本條は、住民登録法第十六條と異なり、照合の結果、通知を受けた事項が戸籍の記載と合わない場合はかりでなく通知を受けた事項と戸籍の記載とが一致する場合であつても、住所地の市町村に通知すべきこととした。これは、法施行の当初に作製される住民票及び附票の記載の正確性を特に保障する必要があるからである。

第六條

本條は、住民登録法施行の際現に市町村の区域内に本籍を有する者について市町村は法施行後遅滞なく本籍人全部について附票を作製すべきことを明らかにしたものである。本籍地に住所を有する者については第三條の届出及び第四條の調査により直ちに附票を作製することができるが、本籍地と住所地とが異なる者については、前條第一項の通知に基いて附票を作製することとなる。

第七條

最初の登録は、法施行の際の市町村の住民全部について洩れなく且つ正確になされなければならない

いこと及びそのために市町村は住民登録法施行の当初積極的に各世帯に就いて住民票の記載事項を調査すべきことは前に述べた通りであるが、市町村の職員だけでこの事務を完全に遂行することは困難であるので、その補助をさせるため市町村は政令で定めるところにより調査員を置くべきこととしたのである。この政令において調査員は、国勢調査の按察定された調査区を基準とし、原則として一調査区に一人即ち全国で約三十六万人八千人を置くものとすることが予定されている。調査員は、市町村長の指揮を受けて、第四條の調査、住民票の記載、第五條の通知書の記入その他最初の登録事務の全般に亘り、市町村の当該職員を補助することとなる。

第八條

本條は、第三條の届出を怠つた者に対する過料の制裁を定めたものであつて、住民登録法第三十一條と同じ趣旨である。

第九條

本條は、最初の登録事務の処理に關し、全国的に取扱の統一を要する事項について政令で必要な規定を設ける趣旨であるが、この政令で規定すべき主な事項は、第三條の届出の方式等である。

附則第一項

この法律の施行期日を定めたものである。この法律の施行準備のために必要な事項とは、調査員の委嘱、住民登録法施行後に行う調査の準備として予め世帯の配置、世帯員の数等を調査すること等で

あるが、これについてはその性質上施行期日前に行うことができることとしたのである。

附則第二項から第四項まで

住民登録法は、寄留法に代るものであるから、寄留法を廃止し、その経過措置を定めたものである。政令で定める経過措置の主なものは寄留手続令（大正三年勅令第二百二十六号）の廃止並びに寄留簿の保存及び保存期間である。

附則第五項

法務府設置法の一部を改正し、住民登録に關する事項について法務總裁、民事局、法務局及び地方法務局の権限及び所管事項を明らかにしたものである。

附則第六項

寄留法の廃止に伴う戸籍法の規定の整理を行うとともに、戸籍の届書に届出人、届出事件の本人及び届出事件によつて戸籍の変動を生ずる者の住所を記載せしめることとし、これにより住民登録法第九條の通知を可能ならしめる趣旨である。

附則第七項

寄留法の廃止に伴い寄留地の特別裁判籍は不要となり、住所地の普通裁判籍だけで十分となるので民事訴訟法の規定の整理を行うものである。

附則第八項

沖縄關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に關する政令について寄留法の廃止に伴う規定の整理を行うとともに南西諸島の地域に本籍を有する者の住民登録

事務で本籍地の市町村長が管理すべきもの即ち戸籍の附票に關する事務及びこれに附帶する事務をこの政令第一條の法務府事務官即ち法務府令で定める法務局に勤務する法務府事務官で法務總裁の指定するものが管理すべきこととしたものである。

附則第九項

住民登録事務に要する市町村の経費を、戸籍事務費とともに経費の種類として規定し、その測定單位として世帯数を加えたものである。

（参照）

工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

住民登録法施行法案（鍛冶良作君外三名提出）に關する報告書（都合により別冊附録に掲載）

第十三回国会衆議院法務委員會議錄第二十二号中正誤

頁 段 行

一一 二二行の次に

「三月十三日

委員石井繁九君辭任につき、その補欠として田方廣文君が議長の名で委員に選任された。」を加える。

昭和二十七年四月三日印刷

昭和二十七年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所